

議案第68号

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省
令第65号）の施行に伴い、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和等を行うため、この案を
提出するものである。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年米原市条例
第69号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「附則」を「付則」に、「保育所をいう。」を「保育所をいう。以下同じ。」に、「幼稚園をいう。」を「幼稚園をいう。以下同じ。」に、「認定こども園をいう。」を「認定こども園をいう。以下同じ。」に改め、同条第2号中「保育をいう。」を「保育をいう。以下この条において同じ。」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合
第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状

態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第2条第2項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第45条中「第6条」の次に「第1項」を加える。

付則第2条中「事業を行う者」の次に「(次項において「施設等」という。))」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)および第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

付則第3条中「第6条」の次に「第1項」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表 (改正理由)

| 改正後 | 現 行 | 改正理由 |
|--|---|--|
| <p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第14条第2項および第3項、第15条第1項ならびに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6・7 略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項および第2項、第15条第1項、第2項および第5項、第16条、第17条第1項から第3項までならびに<u>付則第3条</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）または保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する<u>保育所</u>をいう。以下</p> | <p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第14条第2項および第3項、第15条第1項ならびに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6・7 略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項および第2項、第15条第1項、第2項および第5項、第16条、第17条第1項から第3項までならびに<u>附則第3条</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）または保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する<u>保育所</u>をいう。）、</p> | <p>・第6条第2項および第3項の追加に伴う改正</p> <p>・文言整理</p> <p>・第16条第2項に新設する第4号に</p> |

同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）
または認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下
同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければなら
ない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 略

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）または認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

(3) 略

において「保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」を言及するに当たり、本条の定義が及ぶように改正する。

・第6条において「代替保育」を言及するに当たり、定義が及ぶように改正する。

・代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和に伴う改正

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第2

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) 略

・代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和に伴う改正

・家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大に伴う改正

2条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号および第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

付 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設または事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条および第48条において準用する場合を含む。）および第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条および第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）および第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）および第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号および第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

付 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設または事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条および第48条において準用する場合を含む。）および第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条および第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）および第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）および第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）ならびに第47条第1項本文（調

・第6条第2項および第3項の追加に伴う改正

・新設する付則第2条第2項において「施設等」を言及するに当たり、定義が及ぶように改正する。

分に限る。)ならびに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)および第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

・家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長に伴う改正

・第6条第2項および第3項の追加に伴う改正